



国・県の施策の動向

目標：国・県の生涯学習・社会教育関係の施策に関する最新の動向等を理解する。

ぽれっとひろしま

広島県立生涯学習センター

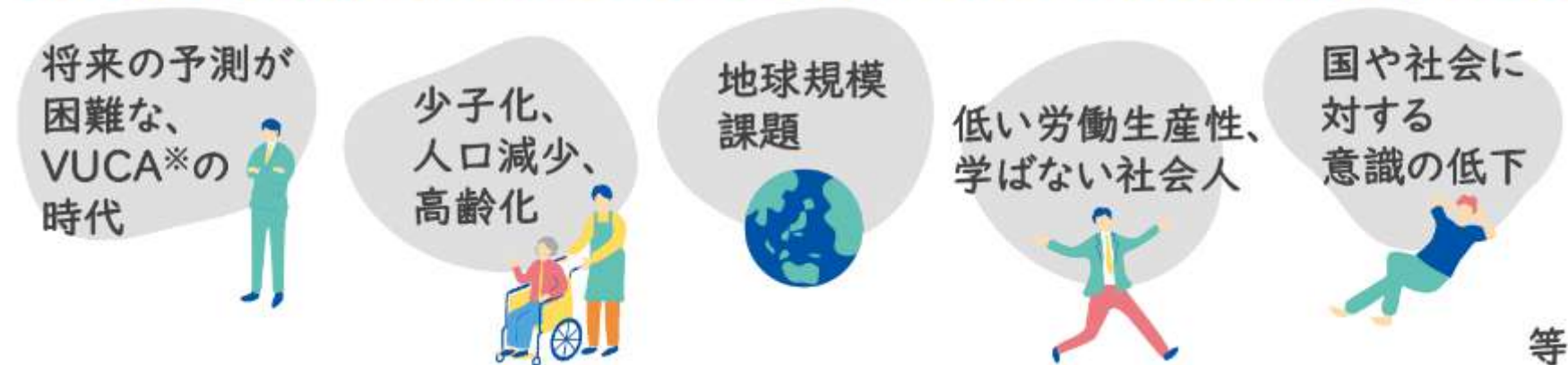
国の動向

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）



- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。
- 5年間（令和5～9年度）の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めている。

社会の現状と変化



※「Volatility:変動性」、「Uncertainty:不確実性」、「Complexity:複雑性」、「Ambiguity:曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

2つのコンセプト



持続可能な社会の 創り手の育成

.....

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

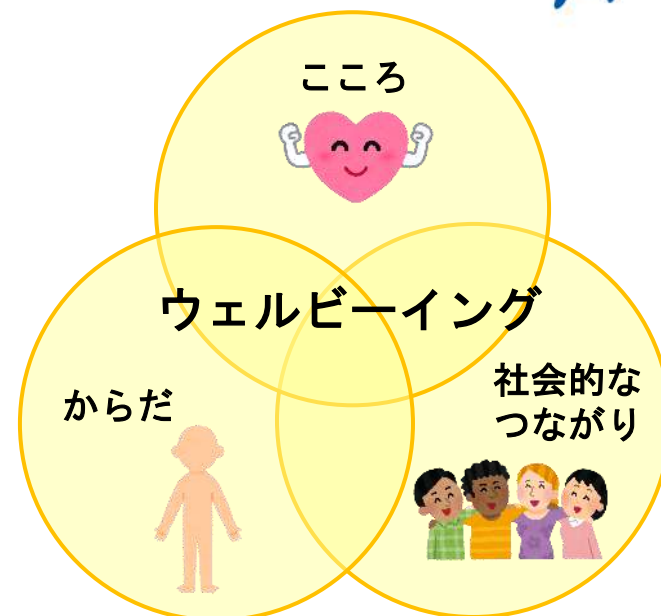
.....

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

ウェルビーイングとは

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。



教育とウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成

5つの基本的な方針



第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

16の目標と基本施策、指標

目標

8

生涯学び、活躍できる環境整備



基本施策

- 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 働きながら学べる環境整備
- リカレント教育の成果の適切な評価・活用

指標

- この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加【新規】

目標

9

学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上



基本施策

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

指標

- コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【新規】

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

16の目標と基本施策、指標

目標

10

地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進



基本施策

- 社会教育施設の機能強化
- 社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

指標

- これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加【新規】

目標

14

NPO・企業・地域団体等との連携・協働



基本施策

- NPOとの連携
- 企業等との連携
- 関係省庁との連携

指標

- 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【新規】
- 職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加【新規】

社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令>【社会教育法第九条の二】都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の営利団体の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

○社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。

○「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

〈養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力〉

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」

(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布** 11
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

◆改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に係る検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

◆改正の概要

○社会教育主事講習の科目及び単位数の改善（第3条関係）

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科 目	単 位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科 目	単 位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

○「社会教育士」の称号の付与（第8条第3項、第11条第3項関係）

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

◆施行期日 令和2年4月1日

社会教育士について

「社会教育士」とは！？～学びを通じて、人づくりと地域づくりに中核的な役割をはたす～

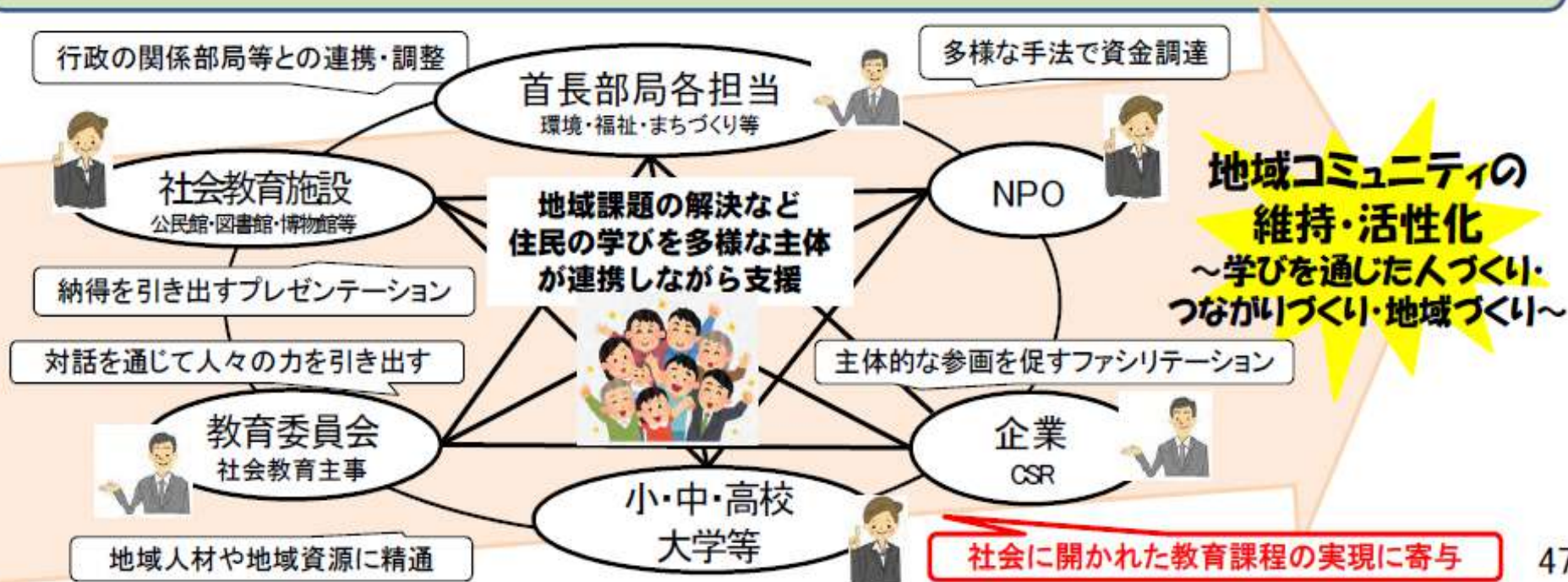
- 社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用され、連携・協働して人づくりや地域づくりに活躍していくことを図るため、令和2年4月より新設された称号
- 身につける**社会教育の体系的理解や専門性、コーディネート能力・ファシリテーション能力**等の発揮が期待される

「社会教育士」に期待される役割

- NPOや企業等の**多様な主体と連携・協働**して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における**学習活動の支援**を通じて、**人づくりや地域づくりに携わる**
- 住民の地域社会への**参画意欲を喚起**する
- 住民の多様な**特性に応じて学習支援**を行う
- 住民の学習成果を地域課題解決やまちづくり、**地域学校協働活動等につなげる**
- 地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出す
- 地域活動の組織化支援を行い、地域住民の学習ニーズに応じていく・・・等



社会教育を担う多様な主体に社会教育士がいることでさらなる学習機会の充実とネットワーク化が可能に！





社会教育士って

知っていますか？

私たちのまちや暮らしにある様々な課題。
その課題の解決に向けて、地域に暮らすみなさんを支えるのが
「社会教育士」です！



詳しくは
特設サイトへ



文部科学省 社会教育士

社会教育士とは？

社会教育士は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関が実施する講習や大学での養成課程を修了した人たちの総称です。講習や養成課程で習得した社会教育の制度や基礎的な知識に加え、**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力**等を活かし、行政や企業、NPO、学校等の多様な場で活躍することが期待されています。

社会教育士取得へのステップ

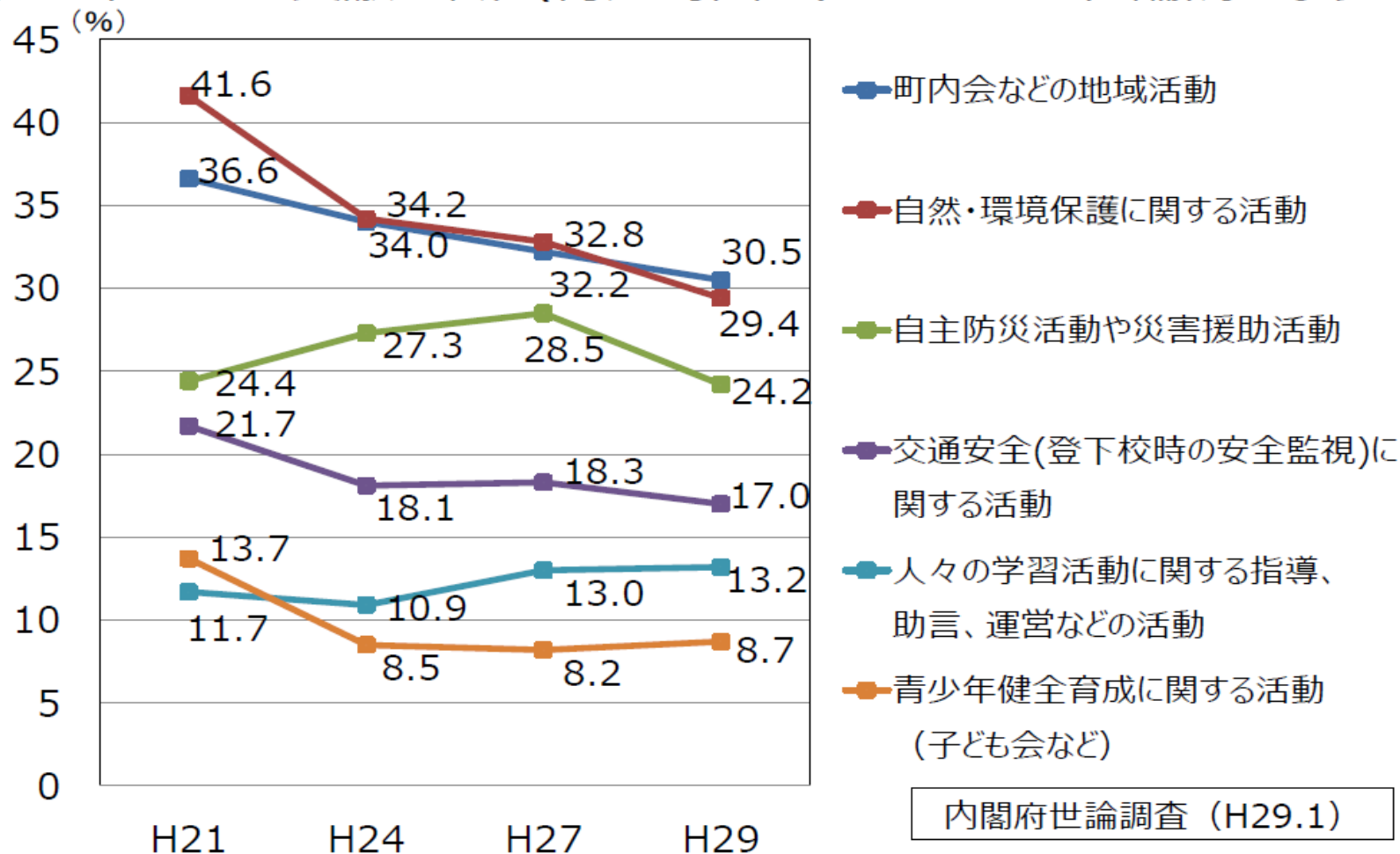


こんな方に社会教育士になることをおすすめします！

行政職員	NPOに所属する人	企業	学校の教職員
どの部署の職員においても必要な地域のニーズに寄り添い、行政や住民等との連携・協働をスムーズにする「学び」のスキル・ノウハウが体系的に身につきます。	地域づくりや地域の課題解決に取り組む方には欠かせない、行政や住民等との連携・協働をスムーズにする「学び」のスキル・ノウハウが体系的に身につきます。	企業が地域とともに持続的に発展していくには、地域の課題解決やSDGsの推進にも積極的に関わってほしいという声、特に企業のCSR推進の方におすすめです。	子供の主体的・対話的で、探究的な学びの場や、社会に開かれた学校づくりを進めていくために、地域の人と連携したいと考えている方におすすめです。

学校と地域の連携・協働について

人々の社会への貢献意識（肯定的回答）～内閣府世論調査より～



子供たちが生きる未来

**グローバル化、情報化等により、
変化が激しく予測困難な未来**

- 子供たちの65%は、
大学卒業後、今は存在していない職業に就く。
キャシー・デビッドソン氏（ニューヨーク市立大学大学院センター教授）
- 今後10～20年程度で、
約47%の仕事が自動化される可能性が高い。
マイケル・A・オズボーン氏（オックスフォード大学准教授）

今後、社会において求められる能力

- “答えのない課題”に最善解を導くことができる能力
- 分野横断的な幅広い知識・俯瞰力

などの能力が、今後一層求められる

(参考：学習指導要領改訂における3つの視点)

- 社会の激しい変化の中でも何が重要かを
主体的に判断できること
- 多様な人々と協働していくことができること。
- 新たな価値を創造していくとともに新たな問題の
発見・解決につなげていくことができること。

これからの教育課程の理念

＜社会に開かれた教育課程＞

教育課程そのものを
社会に開いていくこと

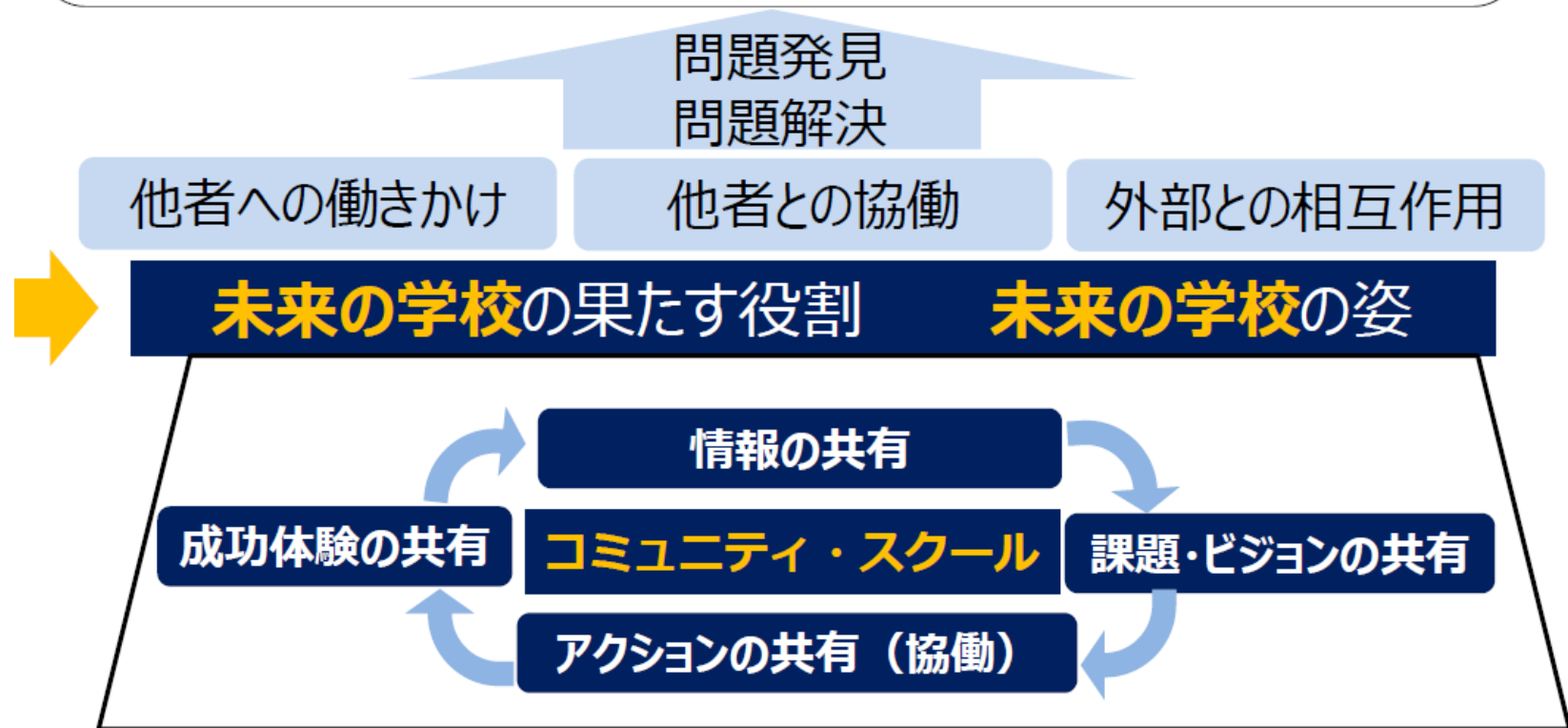
- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、
よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという目標を持ち、
教育課程を介してその理念を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い
関わり合っていくために求められる資質・能力とは何かを、
教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、
放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、
学校教育を学校内に閉じずに、
その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

（平成28年8月 中教審教育課程部会～次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ～より）

n | t s 独立行政法人教職員支援機構

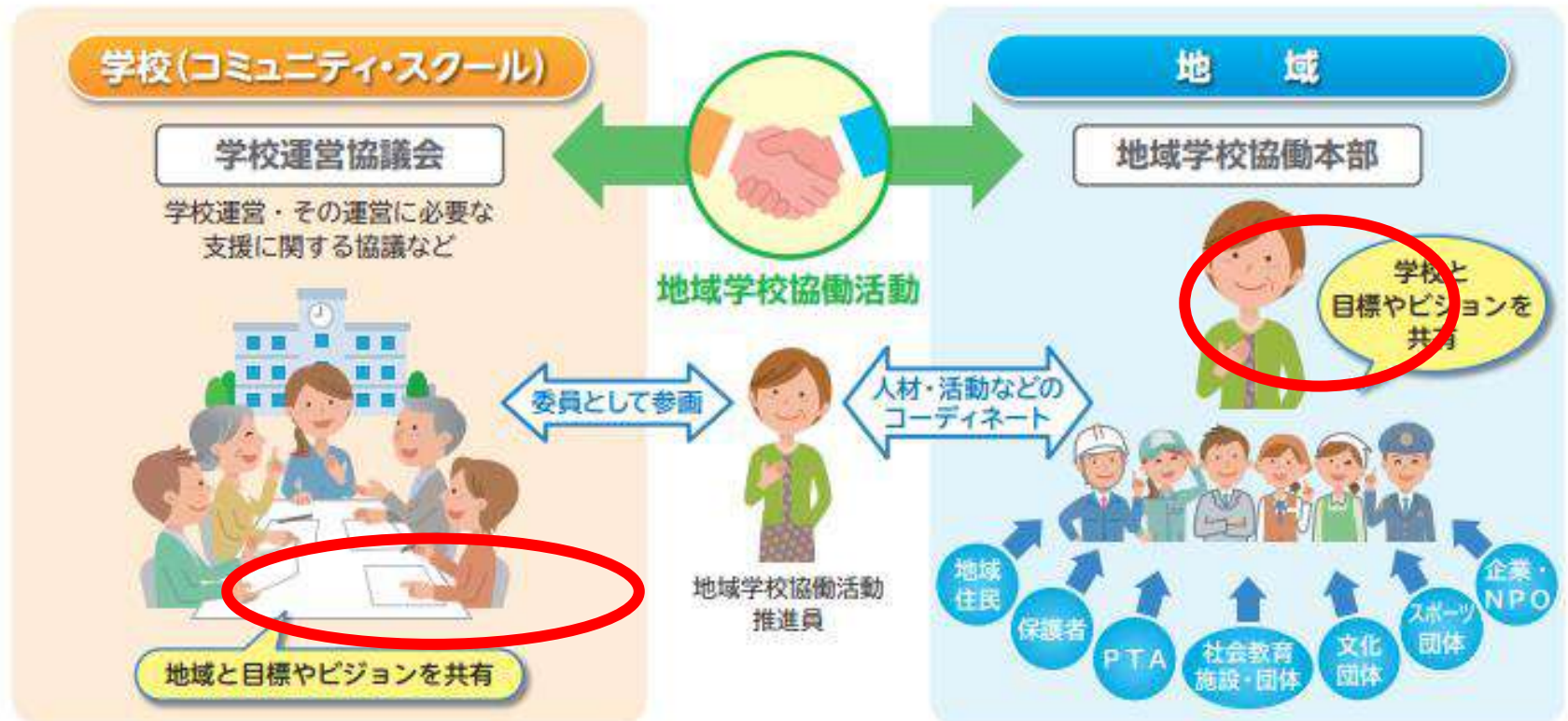
子供たちが生きる未来

子供たちに、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、
未来の創り手となるために必要な資質・能力を
確実に備えることのできる学校教育を実現する。



学校と地域の連携・協働について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



学校と地域の連携・協働について

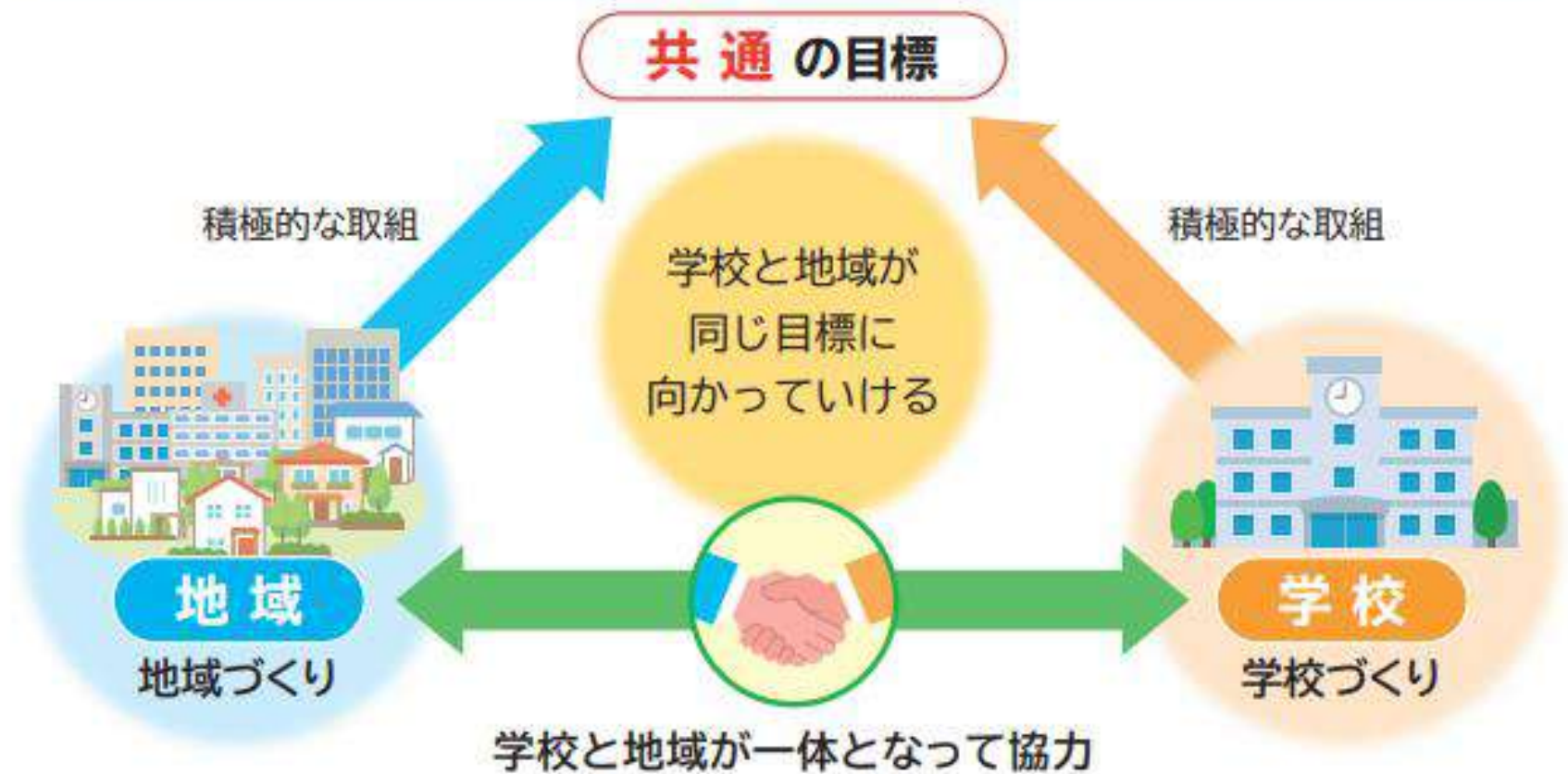
学校と地域、双方から見たPDCA（計画→実行→評価→改善）

効果的かつ持続的な学校運営と地域学校協働活動の仕組みを構築するためには、**学校運営協議会と地域学校協働活動のそれぞれのPDCAを回しつつ**、お互いが連携・協働することが重要です。



学校と地域の連携・協働について

学校と地域がパートナーとなることで・・・



家庭教育支援について

1. 家庭教育の位置づけ

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、父母その他の保護者が子供に対して行う教育。子供の豊かな情操、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを含め、子供の基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担うもの。

◆教育基本法(平成18年法律第120号)(抄)(※改正教育基本法(H18)において新設された条文)

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重(※)しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(※ 家庭教育支援に当たっては、個々の家庭における具体的な教育の内容や方法は、各家庭(保護者)が決めるものであることに留意)

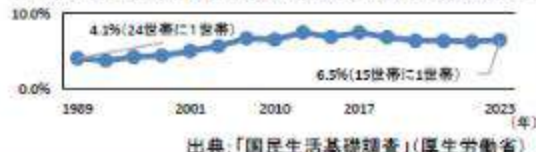
(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

2. 家庭教育を取り巻く状況

- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化
する中、子育てに悩みや不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支える体制を構築することが必要。

＜「児童のいる世帯」の中で「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の割合＞



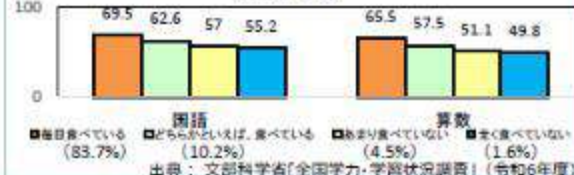
- 家庭環境が多様化し、様々な課題や複雑な
事情を抱える家庭が増加する中、児童虐待など、
子供たちの健やかな育ちをめぐる課題が懸念され、
真に支援が必要な家庭に寄り添い届ける支援
(アウトリーチ型支援)が必要。

＜児童相談所での児童虐待相談対応件数＞



- 子供の生活習慣の乱れが、学習意欲、体力、
気力の低下の要因の一つとして指摘されており、
十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動
など、子供の健やかな成長には、規則正しい生活
習慣の確立が必要。

＜朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係＞
(小学6年生)



3. 文部科学省における主な取組

家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する様々な悩みや不安を抱える保護者を支援するため、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等地域における家庭教育支援の取組を推進するための施策を実施。

- 地域の実情に応じた家庭教育支援(アウトリーチ型支援を含む)の取組(※)への財政支援
(※ 地域において家庭教育支援を担う人材の養成、「家庭教育支援チーム」の設置、様々な支援活動の実施等)
- 家庭教育支援に関する効果的な方策の調査検討・全国的普及啓発

○ 「家庭教育支援チーム」の設置促進(文部科学大臣表彰等) 等

家庭教育支援について

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和7年度予算額（案）

1億円

（前年度予算額）

1億円



背景・課題

- 子ども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [59百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R7目標： **1,000チーム**

②個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、
 - 相談対応や情報提供を実施。[8百万円]
 - 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万円]

→ R7目標： **100チーム**

- 事業開始：平成27年度～

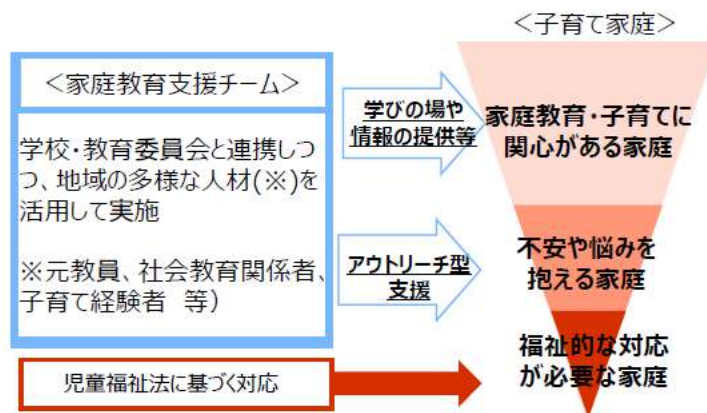
骨太の方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（2）少子化対策・子ども政策

（こども大綱の推進）

貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこども・若者や家庭に対するきめ細かい支援を行う。このため、こども食堂・こども宅食・アウトリーチ支援等への支援や学習支援、体験機会の提供などこどもの貧困解消や見守り強化を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。（R5：40.0%）

インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

家庭教育支援チームについて

趣旨・目的

○ 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等を背景に、子育てに悩みや不安を抱える保護者も多く、**地域全体での家庭教育支援の必要性**が高まっていることを踏まえ、文部科学省では、平成20年度より、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、**身近な子育て経験者や元教員等、地域の多様な人材を活用した「家庭教育支援チーム」の設置を促進**。

チームの構成・業務

- 地域の子育て経験者を中心として、教員OB、PTA等の教育関係者、民生委員や児童委員等の保健福祉関係者など、地域の実情に応じた多様な関係者で構成。
- 主な取組は、以下のとおり。
 - (1) 保護者等への学びの場の提供
 - (2) 保護者等への地域の居場所づくり
 - (3) アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者の居場所に出向いて届ける支援）

<活動事例>

保護者への学習機会の提供



保護者学習会の様子

(都道府県家庭教育支援センター「さんさん」)

／宮崎県都農町

啓発資料

- 身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織化や活動を支援することを目的としたリーフレットを作成。

(平成28年2月)



- 地域において「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際に必要な視点等について、事例、コラム等を交えて整理した手引書を作成。

(平成30年11月)



国による支援

<文部科学大臣表彰> ※平成29年度より実施【隔年】

- ・ 地方公共団体（都道府県・指定都市）からの推薦等によるチームの表彰。

令和5年度は、全国20チームの活動を優れた活動として選定し、表彰式を実施。

表彰式の様子は文部科学省ホームページで紹介。



<補助事業による推進>

- ・ 地域における家庭教育支援基盤構築事業（1/3補助事業）において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費を補助。

<チームの登録制度>

- ・ 「家庭教育支援チーム」の設置促進とともに、各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による全国の様々な地域における家庭教育支援の取組の活性化促進に資するため、「家庭教育支援チーム」登録制度を実施。
【→登録チームは、ロゴマークを使用可】

家庭教育支援チーム数の推移



※ 補助事業により支援している「家庭教育支援チーム」数と登録制度に登録している「家庭教育支援チーム」数を合計したもの（各年度末現在）

県の動向

令和3年度～令和7年度

広島県 教育に関する大綱

広島で学んで良かったと思える
広島で学んでみたいと思われる
日本一の教育県の実現
*Making Hiroshima the "foremost
prefecture for education in Japan"*



令和3年2月
広島県
Hiroshima Prefecture

- 教育委員会が所管する施策
- 知事部局が所管する施策
- 知事部局と教育委員会が連携して取り組む必要がある施策

広島県の教育施策全般の基本的方向性を整理したもの

広島県 教育に関する大綱の構成イメージ

安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン

《施策領域》教育を含む17領域

教育に関する大綱

〔基本理念〕 広島で学んで良かったと思える 広島で学んでみたいと思われる 日本一の教育県の実現

〔目指す姿〕 一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくり

【総論】

- ◆策定の趣旨 ◆大綱の位置付け ◆大綱の計画期間 ◆本県教育の現状・経緯 ◆教育を取り巻く情勢の変化
- ◆本県教育の基本理念・目指す姿 ◆取組の方向

【各論】

◆就学前教育

①乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

◆学校教育

〔初等中等教育段階〕

- ②「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
- ③一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

〔高等教育段階〕

- ④今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成

⑤教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

◆学校教育等を支える環境

⑥教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備

⑦安全・安心な教育環境の構築

◆生涯学習を支える環境

⑧生涯にわたって学び続けるための環境づくり

地域学校協働活動推進事業（広島県）

地域全体で子供たちの成長を支えるため、地域と学校が連携・協働し、地域の教育力の向上及び地域の活性化を図る。

県

- 指導者研修会の実施 地域学校協働活動推進員やボランティア等の資質向上や情報交換等
- 大学生のボランティアチーム「ワクワク学び隊」の派遣 大学への協力依頼、学生チームの募集と登録、派遣
- 地域と学校の連携・協働体制構築研修会の開催 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進事例の発表や意見交換等

地域学校協働活動

「地域学校協働活動推進員」等のコーディネートにより、
地域と学校が協働して教育活動を実施
※ふるさと発見学習 ※防災学習
※学校の環境整備 等

連携

学校運営協議会

（コミュニティ・スクール）

学校運営・その運営に必要な支援に関する協議

市町

地域未来塾

対象：すべての中学生、高校生

学習支援の場

地域住民の協力による、学習習慣の定着を目的とした学習支援

放課後子供教室

対象：すべての小学生

学び・体験・交流・遊びの場

- ・スポーツや文化活動等の体験活動
- ・地域の大人や異年齢の子供との交流
- ・予習や復習、補習等の学習活動

連携

放課後児童クラブ

要請

派遣

要請

派遣

大学生ボランティアチーム ワクワク学び隊

- 【ね ら い】 放課後子供教室等の活動内容を充実・活性化 ※大学生の社会貢献活動への参加を支援
- 【チームの構成】 県内の大学に在学している学生が複数人で構成
- 【活動内容】 実験、観察、工作、音楽、英会話、レクリエーション、学習支援 等



地域学校協働活動の取組事例



【放課後子供教室・地域未来塾】（庄原市）

教育プロジェクト事業 総領自治振興区子供事業

H28「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

- ・住民参加による地域の教育力向上
- ・中学生への学習支援（放課後塾）



【地域学校協働基盤活動】（廿日市市）

地御前小学校区学校支援地域本部 地小っこ応援団

H29「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

- ・校内に「ふれあいルーム」（本部事務局）を設置
- ・「ボランティアガイド」を活用した事前研修



【地域未来塾（放課後子供教室）】（安芸高田市）

安芸高田市 無料公営塾 地域未来塾（H29～）

- ・市内全小学校（5・6年生）で実施
- ・家庭学習支援コーディネーター（校長OB）の配置



【地域学校協働活動】（北広島町）

ともに豊平っ子を育てる会

H30「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

- ・地域とともに創る学校、
将来のふるさとを担う人材の育成
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を軸に進める協働活動



【学校運営協議会（コミュニティスクール）】（府中市）

府中明郷学園学校運営協議会

R01「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

- ・地域の中に学校を！学校の中に地域を！
- ・児童生徒の「起業家精神」の育成
- ・1年生から9年生まで（義務教育学校）
連続したカリキュラム開発（社会に開かれた教育課程）



【地域学校協働活動】（大崎上島町）

大崎海星高等学校魅力化プロジェクト

R2「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

- ・地域との関わりを円滑するために
学校にコーディネーターを配置
- ・生徒の積極的な地域行事等への参加
- ・伝統の「權伝馬競漕」の担い手育成

親子の学び・集いの場の推進

・ 親などの育ちを応援する学習機会の充実

「親の力」をまなびあう学習プログラム

- 身近なエピソードをもとにした内容
- 子育て段階等に応じたプログラム
- 楽しく話し、聞いて納得する参加型

自分一人が悩んでいるのではないことが分かり、気持ちが軽くなりました。



令和元年度新規開発教材

みんなどうしてる？

～親編・親の生活編・子供の生活編～



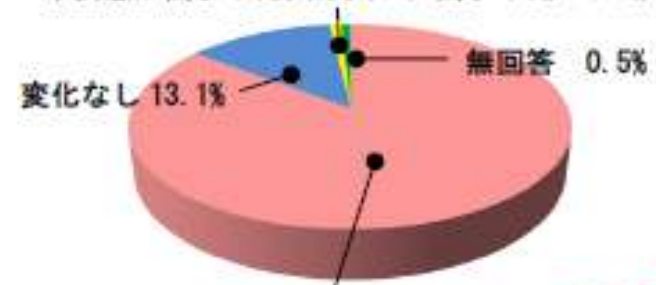
(サイコロ製作協力)
安田女子短期大学保育科の皆さん

乳幼児（0～2歳）の保護者を対象に「ネウボラ」等で、「短時間/少人数」で楽しく学べる教材を開発しました。

参加者の約85%が子育ての不安が軽くなったと感じています！

子育ての不安や悩みに変化がありましたか？

不安感が高まった又は大いに高まった 1.5%



安心感が大いに高まった又は高まった 84.8%

地域による親子支援

- ・ 地域における子育てボランティアの育成
- ・ 子育てボランティア等による **チーム型支援体制** の充実

【家庭教育支援チーム】

～県内の家庭教育支援チーム（文部科学省登録）～



尾道市向東地区 家庭教育支援チーム “親ぢから” (H20～)

- ・ 「子育て・親育ち講座」
- ・ 「子育てサロンと中学生の保育交流」
- ・ 各種相談対応 …

H29「家庭教育支援チーム」活動の推進に係る文部科学大臣表彰受賞



呉市 家庭教育支援チーム “呉『親プロ』ファシリテーションクラブ” (H25～)

- ・ 親プロ（講座型）



府中町 家庭教育支援チーム “くすのき” (H24～)

- ・ 親プロ班（親プロ実施）
- ・ 広報班（啓発・情報発信）
- ・ 託児班（各種行事託児）
- ・ 訪問班（届けにくい方へ）
- ・ しゃべり場班（サロン）



世羅町 家庭教育支援チーム “Pクラブせら” (H22～)

- ・ 親プロ（講座型）

R01「家庭教育支援チーム」活動の推進に係る文部科学大臣表彰受賞

参考資料・文献

- (1) 文部科学省（令和5年6月）「第4期教育振興基本計画」
- (2) 独立行政法人教職員支援機構（平成30年） 「「地域開かれた学校」から
「地域とともにある学校へ～コミュニティ・スクールを核とした学校と地域の連携・協働～」 文部科学省初等中等教育局参事官 木村直人
- (3) 文部科学省（令和2年）「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」
- (4) 文部科学省：令和7年度「学校を核とした地域力強化プラン」の予算（案）に係る説明資料
- (5) 広島県（令和3年2月）「広島県 教育に関する大綱」